

## 「長野市建設工事フレックス工期契約制度」に関する Q&A

※本Q&Aでは、「長野市建設工事フレックス工期契約制度実施要領」を「実施要領」と表記しています。

### 【発注者側（市）に関する事項】

Q 1 制度を適用する工事はどのように選択するのですか？

A 1 柔軟な工期の設定を通じて、受注者が資機材や労働者を確保しやすくすることで、円滑で効率的な実施が期待できる工事を対象として、事業担当課が選択します。  
なお、工期等の具体的な内容については、事前に契約課との協議が必要です。

Q 2 フレックス適用期間はどのように設定しますか？

A 2 実施要領第2第4号に基づき、全体工期の30パーセント以下、又は60日を超えない範囲（債務負担行為に係る場合は、90日を超えない範囲）としますが、事業担当課において、工事の規模や内容を勘案し、必要な期間を設定してください（補正予算による年度後半の発注や年度当初等、工事の発注が集中する時期については、長めに工期を設定するなどの配慮が必要です。）。

Q 3 工事開始期限はどのように設定しますか？

A 3 制度の目的の一つとして、余裕のある工期設定により、所定の休日の確保や長時間労働の抑制等、工事現場での労働環境の改善があげられることから、実工事期間は、通常工期より長い期間としなければなりません。

このことから、工事開始期限は、工事完了期限から通常工期の日数を差し引いた日に設定してください。

（例）工事完了期限が10月30日で、通常工期の日数が120日の場合

10月30日 - 120日 = 7月3日（工事開始期限）

※ 工事開始期限（7月3日）と工事完了期限（10月30日）をそれぞれ1日として、通常工期の日数に含めてください。

Q 4 契約書に記載する工期はどの期間ですか？

A 4 発注者（市）があらかじめ設定する全体工期です。このことにより、契約保証期間や前払金の請求等は、全体工期（契約書に記載する工期）を対象とした（従来の工事と同様の）取扱いになります。

なお、工程表等、契約書に付随する書類に記載する工期も、（別途指示する場合を除き）原則として全体工期となります。

Q 5 制度の適用により、増加した経費はどう取扱いますか？

A 5 設計上の積算は通常工期（工事開始期限から工事完了期限までの期間）で行うため、受注者がフレックス適用期間や実工事期間を長めに設定したことによる（日割り等の）経費の増加は、受注者側の負担になります。

なお、インフレスライド条項の発動・冬期補正等による経費の変動については、従来の工事と同様の取扱いとなります（契約変更等により対応します。）。

【受注者側（事業者）に関する事項】

Q 6 フレックス適用期間を取らないことはできますか？

A 6 資機材の労働者の確保に係る準備期間等が不要の場合は、フレックス適用期間を実工事期間に取り込み、実工事期間を長めに設定することは可能です。余裕ある実工事期間を使って労働環境の改善に努めてください。

なお、制度上、フレックス適用期間を設定せず、実工事期間も通常工期と同じにすることも可能ですが、制度の目的から判断して望ましいとはいえません。

Q 7 実工事期間はいつまでに設定するのですか？

A 7 要領第7第3項に基づき、工程表と併せて、実工事期間設定通知書（様式第1号）を提出することになります。

この場合、工程表の工期欄は、全体工期（契約書に記載する工期）となりますが、具体的な工程は、設定した実工事期間に合わせて記載してください。

Q 8 実工事期間を変更することはできますか？

A 8 全体工期（契約書に記載する工期）内であれば、要領第7第4項に基づき、実工事期間変更申出書（様式第2号）を提出し、発注者と協議してください（契約変更は不要です。）。

なお、全体工期を超えて変更する場合は、従来の工事と同様の手続き（契約変更）が必要になります。

Q 9 実工事期間より早く工事が完了した場合の手続きはどうしますか？

A 9 従来の工事と同様に、あらかじめ設定した工事完了日前に竣工届（及び竣工書類一式）を提出し、工事を完了することができます。

この場合、実工事期間変更通知書（様式第2号）の提出は不要です。

Q10 フレックス適用期間に行える準備等とは何ですか？

A10 要領第8第2項に基づき、フレックス適用期間の間は、測量、資機材の搬入及び仮設物の設置等の準備行為を含め、工事に着手することはできません（長野市建設工事共通仕様書では、「工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。」と定義されています。）。

なお、実施可能な準備行為等の例としては、以下の事項が想定されます。

- ・現場に搬入しない資機材の準備
- ・労働者の手配、下請負者との契約
- ・施工図の作成、構造チェック、数量計算
- ・現場の下見や電話、関係機関や地元住民との協議のための立入（現場踏査は不可）

Q11 配置技術者と現場代理人はいつから配置しなければなりませんか？

A11 要領第8第3項に基づき、受注者が設定する工事開始日から工事完了日まで配置する必要があります。

なお、配置技術者及び現場代理人に関する取扱い（選任、変更、兼務及び常駐義務の要件等）は従来の工事と同様です。

Q12 コリنز（CORINS）はどのように登録すればよいですか？

A12 制度を適用した工事については、受注登録の入力に当たり、以下の事項に留意してください。

- ・契約工期は、全体工期（契約書に記載する工期）を入力してください。
- ・フレックス適用期間がある場合は、「余裕期間の有無」にチェックしてください。
- ・実工期は、受注者が設定する実工事期間を入力してください。
- ・技術者情報入力に従事期間は、実工事期間で入力してください。